【規程番号　神女大短Ⅰ－014－(1)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学　学術機関リポジトリ委員会規程

（目的および設置）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学における教育・研究活動の学術成果物を、電子的に蓄積・収集・保存・発信する学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の充実とその円滑な運用を図るために、学術機関リポジトリ規程第４条第２項の規定に基づき、学術機関リポジトリ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

(1) リポジトリの運用に関すること。

(2) リポジトリの登録対象物の審査に関すること。

(3) リポジトリに登録されている学術成果物の修正・削除に関すること。

(4) その他リポジトリに関すること。

（組織）

第３条　委員会は、図書館長及び次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学術研究推進部長

(2) 図書館次長

(3) その他必要に応じて図書館長が委嘱する者

(4) 各キャンパス図書館事務職員の代表者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任を妨げない。

（委員長）

第５条　委員会の委員長は、図書館長とする。

（運営）

第６条　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長を担当する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

（事務）

第７条　委員会の事務は、図書館事務室が行う。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 5 月 14 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。